

## ユニバーサルデザインの考え方に基づく バリアフリーのあり方を考える懇談会について

### 1. 趣旨

建築物や公共施設、公共交通機関のバリアフリー化については、平成6年に制定された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」及び平成12年に制定された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」等により、これまでに、段差の解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置など、着実に整備が進んできたところである。

平成17年度以降、交通バリアフリー法等の見直しを実施することが定められているが、今後のバリアフリー施策を検討するに当たっては、ユニバーサルデザインという考え方に基づき、個々の施設が備えるべき基準のあり方や建築物と公共交通機関相互の連携、施設整備等のハード面のみならず人的介助等のソフト面も含めた施策の検討等が必要である。

このため、関係者からなる懇談会を設け、総合的な観点から、今後のバリアフリー施策のあり方について検討を行う。

### 2. 主な検討テーマとスケジュール

#### 第1回懇談会（平成16年10月15日） これからのバリアフリーのあり方について

- \* 懇談会開催の趣旨、今後の進め方等について
- \* 現在までの取組み状況について
- \* これからのバリアフリー施策のあり方に関してフリーディスカッション

#### 第2回懇談会（平成16年11月目途） 施設・建築物・車両等の整備のあり方

- \* 対象者・対象施設等の範囲について
- \* 交通施設・建築物・車両等の単体に係る義務づけのあり方について

#### 第3回懇談会（平成17年1月目途） 総合的・一体的な環境整備のための方策

- \* 一体的・計画的に整備するエリアのあり方について
- \* 連続性の確保方策について
- \* 関係者間の調整のあり方について
- \* 住民参加のあり方について

#### 第4回懇談会（平成17年2月目途）

#### ソフト対策等の新たな取り組み、成果目標のあり方等

- \* 人的支援のあり方、心のバリアフリーの強化について
- \* 情報化のあり方について
- \* 連続的なバリアフリー環境の整備のための新たな指標、利用者満足度の把握について

#### 第5回懇談会（平成17年4月目途） 懇談会としての意見のとりまとめに向けた議論